

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表

2022年11月

藤沢市総務部職員課

はじめに

「藤沢市人事行政の運営等の状況について」をここに公表します。

「藤沢市人事行政の運営等の状況について」は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき定められた藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表するものです。

この公表は、地方公共団体の人事行政運営における公正性・透明性を確保するため、職員の任用、給与、勤務時間、分限、服務、研修等の状況及び公平委員会の業務の状況を、毎年広く市民に公表するものです。

なお、公表項目、公表方法、閲覧場所及びご意見・お問い合わせ先につきましては、次のとおりとなっています。

【公表項目】

- (1) 職員の任免及び職員数等に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- (6) 職員の服務の状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【公表方法】

- (1) 閲覧場所を設けて閲覧に供する。
- (2) インターネット（ホームページ）を利用して閲覧に供する。

【閲覧場所】

- (1) 職員課
- (2) 市民相談情報課
- (3) 各市民センター
- (4) 藤沢・村岡公民館

【意見・問い合わせ先】

藤沢市総務部職員課

電 話 0466 (25) 1111 内線 (2262)

F A X 0466 (50) 8244

E-m a i l fj-syokuin@city.fujisawa.lg.jp

目次	
1 職員の任免及び職員数等に関する状況	・・・ 3 ページ
(1) 職員数の推移	
(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
(3) 年齢別職員構成の状況	
(4) 採用者の状況	
(5) 昇任制度の概要と実施状況	
(6) 希望降任制度の概要と実施状況	
(7) 転任（人事異動）制度の概要と実施状況	
(8) 退職者の状況	
(9) 再任用の状況	
(10) 身体障がい者及び知的障がい者の任用状況	
2 職員の人事評価の状況	・・・ 12 ページ
(1) 職員の人事評価制度の概要	
(2) 人事評価結果の活用状況	
3 職員の給与の状況	・・・ 14 ページ
(1) 人件費の状況	
(2) 職員給与費の状況	
(3) 特記事項	
(4) ラスパイレス指数の状況	
(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(6) 職員の初任給の状況	
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
(8) 給料表の種類、級数、額等の概要	
(9) 一般行政職の級別職員数の状況	
(10) 昇給の実施状況	
(11) 高齢層職員の昇給抑制（停止）制度の概要	
(12) 職員の手当の状況	
(13) 特別職の報酬等の状況	
(14) 給与改定の概要	
(15) 給与の見直しの状況	
(16) 旅費の概要	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	・・・ 27 ページ
(1) 職員の勤務時間及び休憩時間の概要	
(2) 年次休暇の概要と取得状況	
(3) 特別休暇の概要と取得状況	
(4) 介護休暇の概要と取得状況	
(5) 病気休暇の概要と取得状況	
(6) 育児休業等の概要と取得状況	
(7) 自己啓発等休業等の概要と取得状況	
(8) 配偶者同行休業の概要と取得状況	
(9) 安全衛生管理体制の整備状況	
5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	・・・ 30 ページ
6 職員のサービスの状況	・・・ 31 ページ
(1) サービスに関する基本原則の概要	
(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況	
(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況	
(4) 在籍専従退職制度の概要と許可の状況	
7 職員の退職管理の状況	・・・ 33 ページ
(1) 部長級退職者の再就職届出の状況	
(2) 外郭団体等への管理職の再就職の状況	
8 職員の研修の状況	・・・ 34 ページ
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	・・・ 35 ページ
(1) 共済組合の概要	
(2) 公務災害補償の概要と実施状況	
(3) 職員の健康診断等の概要	
(4) メンタルヘルスへの対応状況	
(5) セクシュアルハラスメントへの対応状況	
(6) その他職員福祉のための独自の制度の概要	
10 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て及び苦情処理）	・・・ 38 ページ
(1) 苦情処理制度の概要と状況	
(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況	
(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況	

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部 門	年 度						過去5年間の増減数及び率	
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年		
一般行政部門	1,866人	1,854人	1,854人	1,863人	1,892人	1,933人	67人 3.59%	
教育部門	325人	329人	334人	333人	334人	329人	4人 1.23%	
消防部門	458人	462人	464人	469人	468人	477人	19人 4.15%	
普通会計計	2,649人	2,645人	2,652人	2,665人	2,694人	2,739人	90人 3.40%	
公営企業等会計計	1,027人	1,039人	1,039人	1,115人	1,108人	1,120人	93人 9.06%	
合 計	職員数	3,676人	3,684人	3,691人	3,780人	3,802人	3,859人	183人 4.98%
	増減数		8人	7人	89人	22人	57人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含みません。）
 2 部門別職員数は、各年における地方公共団体定員管理調査において報告した数値です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
普 通 行 政 部 門	議会	16人	16人	0人	
	総務	463人	463人	0人	
	税務	125人	127人	2人	育児休業代替任期付職員の配置等
	民生	539人	558人	19人	育児休業代替任期付職員の配置、福祉サービスの強化
	衛生	419人	437人	18人	新型コロナウイルス関連業務の対応
	労働	5人	4人	-1人	業務体制の見直し
	農水	24人	25人	1人	休業職員に対する職員補充
	商工	20人	22人	2人	業務体制の見直し
	土木	281人	281人	0人	
	計	1,892人	1,933人	41人	人口1万人当たり職員数 43.63人 (参考) 類似団体 44.31人
部 門	教育部門	334人	329人	-5人	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了
	消防部門	468人	477人	9人	消防体制の強化
	小 計	2,694人	2,739人	45人	人口1万人当たり職員数 61.82人 (参考) 類似団体 60.87人
公 営 企 業 等	病 院	931人	945人	14人	医療体制の強化
	下水道	80人	87人	7人	再任用職員の任用形態変更、業務体制の見直し
	その他	97人	88人	-9人	窓口業務の委託化
	小 計	1,108人	1,120人	12人	人口1万人当たり職員数 25.28人
合 計		3,802人 [3,729人]	3,859人 [3,729人]	57人 [0人]	人口1万人当たり職員数 87.10人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含みません。）
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）の人口1万人当たり職員数は、令和3年地方公共団体定員管理調査に基づく数字です。

(3) 年齢別職員構成の状況

①年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
令和4年	職員数 11人 構成比 0.3%	211人 5.5%	342人 8.9%	462人 12.0%	456人 11.8%	442人 11.5%	429人 11.1%	416人 10.8%	376人 9.7%	323人 8.4%	283人 7.3%	108人 2.8%	3,859人 100.0%
5年前(29年)	職員数 7人 構成比 0.2%	223人 6.1%	401人 10.9%	421人 11.5%	410人 11.2%	443人 12.1%	412人 11.2%	387人 10.5%	341人 9.3%	282人 7.7%	288人 7.8%	61人 1.7%	3,676人 100.0%
増 減	4人	-12人	-59人	41人	46人	-1人	17人	29人	35人	41人	-5人	47人	183人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。

②全職員の平均年齢（各年4月1日現在）

年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
平均年齢	39.6歳	39.9歳	40.1歳	40.2歳	40.2歳	40.3歳	40.5歳

(注) 職種別の平均年齢は「3(5)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」に記載しています。

(4) 採用者の状況

採用方法は、試験による採用と選考による採用とがあります。

試験採用については、教養試験、適性試験、作文、面接などの試験を選考段階に応じて実施し、合格者を決定しています。

(注) 各表の下段は、女性の採用者数であり、内数です。

①職種別・採用方法別職員数

区 分	令和2年度中の採用者			令和3年度中の採用者		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	92人	3人	95人	90人	5人	95人
	54人	3人	57人	56人	5人	61人
技能労務職	6人	0人	6人	12人	0人	12人
	3人	0人	3人	3人	0人	3人
医療職	69人	76人	145人	57人	64人	121人
	61人	24人	85人	52人	22人	74人
消防職	20人	0人	20人	13人	0人	13人
	1人	0人	1人	2人	0人	2人
計	187人	79人	266人	172人	69人	241人
	119人	27人	146人	113人	27人	140人

(注) 臨時・非常勤職員は含みません。

②【令和2年度】採用試験の実施状況

区 分	一次試験実施時期	受験者	第一次合格者	第二次合格者	第三次合格者	最終合格者	倍 率
保育士 (育休・育短代替任期付職員)	5月	1人	1人	人	人	1人	1.0
		1人	1人	人	人	1人	1.0
事務職 (育休・育短代替任期付職員)	7月	46人	42人	人	人	26人	1.8
		35人	31人	人	人	21人	1.7
事務職 (大卒)		734人	363人	121人	67人	50人	14.7
		312人	150人	60人	35人	27人	11.6
事務職 (障がい者)		28人	21人	6人	5人	2人	14.0
		7人	4人	2人	1人	0人	-
事務職 (高校卒)		131人	56人	35人	10人	5人	26.2
		62人	24人	18人	5人	3人	20.7
事務職 (就職氷河期世代)		314人	79人	14人	3人	2人	157.0
		134人	25人	4人	1人	1人	134.0
保育士		46人	34人	28人	人	18人	2.6
		39人	28人	24人	人	16人	2.4

学芸員 (日本近世史)	8月	17人	9人	8人	4人	1人	17.0
		8人	4人	4人	2人	1人	8.0
土木 (大卒)		20人	18人	10人	7人	5人	4.0
		2人	1人	1人	1人	1人	2.0
建築 (大卒)		10人	8人	6人	3人	2人	5.0
		1人	1人	1人	0人	0人	-
機械 (大卒)		11人	10人	4人	2人	2人	5.5
		0人	0人	0人	0人	0人	-
保健師		29人	23人	10人	7人	5人	5.8
		25人	20人	10人	7人	5人	5.0
獣医師 薬剤師	13人	9人	6人	3人	1人	13.0	
	7人	4人	4人	2人	0人	-	
技能労務職 (環境業務員等)	47人	35人	20人	人	12人	3.9	
	0人	0人	0人	人	0人	-	
技能労務職 (給食調理員)	31人	23人	18人	人	6人	5.2	
	23人	15人	13人	人	5人	4.6	
消防職 (大卒)	203人	82人	18人	9人	9人	22.6	
	13人	5人	2人	0人	0人	-	
建築 (育休・育短代替任期付職員)	9月	3人	3人	人	人	0人	-
		1人	1人	人	人	0人	-
72人		33人	14人	6人	6人	12.0	
消防職 (高校・短大卒)	5人	4人	3人	2人	2人	2.5	
	12月	61人	23人	人	人	11人	5.5
44人		18人	人	人	10人	4.4	
6人		2人	人	人	1人	6.0	
1人		0人	人	人	0人	-	
12人		12人	人	人	7人	1.7	
10人		10人	人	人	7人	1.4	
保育士 (育休・育短代替任期付職員)	16人	16人	人	人	16人	1.0	
	16人	16人	人	人	16人	1.0	
建築 (育休・育短代替任期付職員)	1月	1人	1人	人	人	1人	1.0
		0人	0人	人	人	0人	-

市民病院職員の採用試験の実施状況

区分	一次試験 実施時期	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	最終 合格者	倍率
医師	5月～ 3月	75人	75人	人	75人	1.0
		23人	23人	人	23人	1.0
薬剤師	6月～ 2月	13人	4人	人	4人	3.3
		8人	2人	人	2人	4.0
看護師	7月～ 8月	83人	51人	人	51人	1.6
		74人	47人	人	47人	1.6
助産師	6月～ 2月	6人	3人	人	3人	2.0
		6人	3人	人	3人	2.0
医療事務職	8月	35人	9人	人	1人	35.0
		17人	4人	人	0人	-
専任教員	2月	2人	2人	人	2人	1.0
		1人	1人	人	1人	1.0
医療 ソーシャルワーカー	2月	6人	6人	人	1人	6.0
		3人	3人	人	1人	3.0
理学療法士	8月～ 2月	3人	3人	人	2人	1.5
		2人	2人	人	1人	2.0
臨床工学技士	8月～ 1月	15人	8人	人	3人	5.0
		3人	1人	人	0人	-
看護助手	2月	2人	1人	人	1人	2.0
		1人	1人	人	1人	1.0
調理師	9月～ 12月	26人	8人	人	3人	8.7
		10人	3人	人	0人	-

③【令和3年度】採用試験の実施状況

区 分	一次試験 実施時期	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	第三次 合格者	最 終 合格者	倍 率
事務職 (大卒)	6月	504人	340人	150人	42人	36人	14.0
		243人	161人	90人	31人	26人	9.3
事務職 (障がい者)		24人	13人	2人	人	0人	-
		7人	5人	0人	人	0人	-
事務職 (福祉指導員)		33人	16人	8人	2人	1人	33.0
		5人	5人	3人	0人	0人	-
土木 (大卒)		19人	14人	6人	2人	1人	19.0
		3人	3人	3人	1人	1人	3.0
電気 (大卒)		13人	10人	5人	3人	3人	4.3
		1人	0人	0人	0人	0人	-
保育士 (育休・育短代替任期付職員)	7月	1人	1人	人	人	1人	1.0
		1人	1人	人	人	1人	1.0
事務職 (育休・育短代替任期付職員)		39人	21人	人	人	21人	1.9
		33人	20人	人	人	20人	1.7
消防職 (大卒)	8月	207人	69人	29人	8人	8人	25.9
		18人	6人	3人	1人	1人	18.0
事務職 (高校卒)	9月	25人	17人	5人	3人	3人	8.3
		8人	5人	3人	2人	2人	4.0
事務職 (民間企業等経験者)		752人	37人	16人	人	13人	57.8
		298人	15人	8人	人	5人	59.6
事務職 (就職氷河期世代)		121人	32人	3人	1人	0人	-
		95人	20人	3人	1人	0人	-
保育士		16人	13人	8人	人	8人	2.0
		15人	12人	7人	人	7人	2.1
建築 (大卒)		2人	2人	1人	1人	1人	2.0
		0人	0人	0人	0人	0人	-
保健師		32人	22人	12人	7人	6人	5.3
		28人	20人	10人	7人	6人	4.7
技能労務職 (環境業務員等)		38人	21人	13人	人	6人	6.3
		0人	0人	0人	人	0人	-
技能労務職 (給食調理員)		35人	19人	12人	人	6人	5.8
		27人	16人	11人	人	6人	4.5
消防職 (高校・短大卒)	189人	68人	15人	11人	11人	17.2	
	9人	3人	2人	0人	0人	-	
事務職 (育休・育短代替任期付職員)	10月	25人	7人	人	人	7人	3.6
		20人	5人	人	人	5人	4.0
保育士 (育休・育短代替任期付職員)		18人	18人	人	人	18人	1.0
		18人	18人	人	人	18人	1.0
建築 (育休・育短代替任期付職員)		3人	1人	人	人	1人	3.0
		1人	1人	人	人	1人	1.0
機械 (大卒)	12月	13人	9人	1人	1人	1人	13.0
		0人	0人	0人	0人	0人	-

市民病院職員の採用試験の実施状況

区 分	一次試験 実施時期	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	最 終 合格者	倍 率
医 師	5月～ 3月	64人	64人	人	64人	1.0
		22人	22人	人	22人	1.0
薬 剤 師	4月	11人	5人	人	1人	11.0
		6人	3人	人	0人	-
看 護 師	6月	70人	48人	人	48人	1.5
		69人	47人	人	47人	1.5
助 産 師	6月	1人	1人	人	1人	1.0
		1人	1人	人	1人	1.0
調理師	6月	18人	1人	人	1人	18.0
		6人	1人	人	1人	6.0
医療事務職	8月	44人	9人	人	1人	44.0
		25人	6人	人	1人	25.0
放射線室	9月	30人	11人	人	2人	15.0
		14人	6人	人	1人	14.0
栄養士	1月	14人	8人	人	1人	14.0
		12人	6人	人	0人	-
専任教員	2月	3人	3人	人	3人	1.0
		3人	3人	人	3人	1.0
看護助手	2月	8人	5人	人	1人	8.0
		8人	5人	人	1人	8.0

(5) 昇任制度の概要と実施状況（職種別、級別）

各級において、下記の昇任基準に従い、原則として内部の職員から選考し、上位の職に昇任をしています。

①行政職給料表（1）

2級	下表に定める期間1級に在級した職員のうち、年齢25歳以上、かつ、1級30号給（消防職にあつては、1級38号給）以上の者で勤務成績が良好なもの。				
	区 分	高校卒	短大2卒	短大3卒	大学卒
	必要在級年数	5年6月以上	5年以上	4年9月以上	4年6月以上
3級	2級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
4級	3級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
5級	4級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
6級	5級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
7級	6級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
8級	7級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				

②行政職給料表（2）

2級	1級在級期間3年以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。
3級	2級在級期間4年以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。
4級	在職期間18年以上、3級在級期間10年以上で年齢38歳以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。 ※上記に定める者のほか、年齢56歳（4月1日における年齢）に達し、かつ、3級在級5年以上の職員のうち、市長が認める者。

③医療職給料表（1）

2級	1級に4年9月以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
3級	2級に5年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
4級	3級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
5級	4級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。

④医療職給料表（２）

2級	下表に定める期間1級に在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒	大学6卒
	必要在級年数	5年以上	4年9月以上	4年6月以上	4年以上
3級	下表に定める期間在職した年齢32歳以上の職員のうち、勤務成績が良好な者。				
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒	大学6卒
	必要在級年数	3年9月以上	3年6月以上	3年3月以上	2年9月以上
4級	3級に3年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
5級	4級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
6級	5級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
7級	6級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
8級	7級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				

⑤医療職給料表（３）

3級	下表に定める期間在職した職員のうち、勤務成績が良好な者。			
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒
	必要在級年数	5年9月以上		4年9月以上
4級	下表に定める期間在職した年齢42歳以上の職員のうち、勤務成績が良好な者。			
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒
	必要在級年数	6年3月以上	5年3月以上	
5級	4級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。			
6級	5級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。			
7級	6級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。			

⑥女性職員の管理職への任用（各年4月1日現在）

年 度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
人 数	138人	151人	157人	165人	169人	166人	174人
全常勤職員に占める割合	3.9%	4.2%	4.3%	4.5%	4.6%	4.4%	4.6%
全管理職に占める割合	19.6%	21.0%	21.6%	22.7%	23.4%	23.3%	24.1%

(6) 希望降任制度の概要と実施状況

分限処分（5①参照）によらず本人の希望又は同意に基づき下位の職に任命（降任）する制度を平成17年11月から実施しています。

①親の介護、子の育児、本人の病気で職務の軽減が必要な場合

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 数	0人	1人	1人	0人	3人	3人	1人

②職責増大によりその職責を果たすことが身体的、精神的に困難である場合

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 数	0人	0人	0人	0人	1人	0人	2人

③その他の場合

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(7) 転任（人事異動）制度の概要と実施状況（各年4月1日現在）

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

令和2年度

区 分	市長部局	教育委員会	その他	合計
部長・参事級	10人	0人	2人	12人
課長・主幹級	35人	3人	0人	38人
課長補佐級	37人	3人	0人	40人
そ の 他	182人	9人	6人	197人
合 計	264人	15人	8人	287人

令和3年度

区 分	市長部局	教育委員会	その他	合計
部長・参事級	7人	1人	1人	9人
課長・主幹級	29人	0人	0人	29人
課長補佐級	37人	1人	1人	39人
そ の 他	220人	45人	6人	271人
合 計	293人	47人	8人	348人

(注) 1 「教育委員会」には、校長、教頭、教諭等は含みません。

2 病院及び消防は除きます。

(8) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

- ①定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合
- ②応募認定退職：早期退職募集に応募をし、認定を受けて退職すべき期日に退職する場合
- ③自己都合退職：本人の都合により退職する場合
- ④その他：死亡による退職等

事由別退職者の数
令和2年度

区 分	定 年	応募認定	自己都合等	その他	計
一般行政職	39 人	0 人	31 人	20 人	90 人
技能労務職	19 人	0 人	5 人	0 人	24 人
医 療 職	7 人	0 人	99 人	11 人	117 人
消 防 職	10 人	0 人	2 人	1 人	13 人
福 祉 職	4 人	0 人	6 人	9 人	19 人
計	79 人	0 人	143 人	41 人	263 人

令和3年度

区 分	定 年	応募認定	自己都合等	その他	計
一般行政職	35 人	0 人	33 人	11 人	79 人
技能労務職	9 人	0 人	6 人	0 人	15 人
医 療 職	6 人	0 人	96 人	18 人	120 人
消 防 職	4 人	0 人	6 人	0 人	10 人
福 祉 職	1 人	0 人	11 人	5 人	17 人
計	55 人	0 人	152 人	34 人	241 人

(9) 再任用の状況（各年4月1日現在）

再任用とは、定年退職者が持つ豊かな知識と経験を公務内に活用していくため、能力と意欲のある定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短い時間勤務する短時間勤務職員があります。

職 種	常 時 勤 務		短 時 間 勤 務		計	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
一般行政職	40 人	49 人	51 人	44 人	91 人	93 人
技能労務職	28 人	32 人	24 人	22 人	52 人	54 人
医 療 職	10 人	11 人	6 人	5 人	16 人	16 人
消 防 職	2 人	2 人	7 人	3 人	9 人	5 人
福 祉 職	2 人	3 人	28 人	22 人	30 人	25 人
計	82 人	97 人	116 人	96 人	198 人	193 人

(注) 1 職種は再任用時の職種です。

2 この表を除き、再任用短時間勤務職員は、職員数に含んでいません。

(10) 身体障がい者及び知的障がい者の任用状況（各年6月1日現在）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇 用 率	2.30%	2.31%	2.50%	2.38%	2.08%	2.79%	2.63%
人 数	44 人	45 人	51 人	46 人	52 人	69 人	66 人
換算後人数	56.5 人	57.5 人	61.5 人	60 人	67 人	90.5 人	87 人

(注) 法定雇用率は、平成25年度～29年度は2.30%、平成30年度から2.50%、令和3年から2.60%になりました。

2 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価制度の概要

職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、評価結果を昇任・昇格、給与などに反映させています。

①評価者

評価対象者	一次評価者	二次評価者
部長等	副市長	-
担当部長	部長	副市長
所長等	部長等	-
課長等	所長等	部長等
課長補佐等	課長等	所長等
主査等以下	課長補佐等	課長等

②能力、意識・行動評価の概要

評定要素	主任等以下	主査等	課長補佐等	課長等以上	部長
能力 評価	評価項目	役割認識・判断力			
		説明力	説明力・交渉力・折衝力		
		組織内コミュニケーション・協調性			
		積極性・連携			
		知識	知識・見識		
		実務能力	政策形成能力		政策形成構想
		業務遂行・課題意識	業務遂行・業務改善		
		業務継続	部下の指導・育成		
		責任感・倫理・コンプライアンス・接遇			
		主査としての素養	管理職としての素養	マネジメント力	
評定期間	4月1日から翌年3月31日まで				
評価段階	5段階評価				

③業績評価の概要

評定要素	説明
業績 評価	評価項目
	仕事の質
	仕事の量
	仕事の効率
	設定目標数
課長等以上	4
課長補佐等	3
主査等以下	2
評定期間	4月1日から翌年3月31日
評価段階	5段階評価

④昇給号数

区分	A	B	C	D	E
一般職員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4以上	3	2	1	0

- A : 勤務成績が極めて良好である職員
- B : 勤務成績が良好である職員
- C : 勤務成績が標準的である職員
- D : 勤務成績がやや良好でない職員
- E : 勤務成績が良好でない職員

(2) 人事評価結果の活用状況

評価結果の活用については、次のとおりです。

活用分野		活用の状況	
		管理職	管理職以外
任用 管理	昇任・昇格	○	○
	転任	○	○
給与上 の処遇	昇給	○	×
	勤勉手当	○	×
分限		○	○
人材育成		○	○

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区 分	住民基本台帳人口 (各年度1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
令和元年度	433,526 人	151,999,652 千円	4,005,932 千円	26,958,300 千円	17.7%
令和2年度	436,206 人	200,717,027 千円	4,962,098 千円	27,918,037 千円	13.9%
令和3年度	439,416 人	177,139,296 千円	6,793,224 千円	27,426,130 千円	15.5%

- (注) 1 人件費は、普通会計で分析されます。
2 普通会計とは、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう総務省が行っている「地方財政状況調査」の分析方法です。

(2) 職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

①普通会計決算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費	1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	類似団体
令和元年度	2,652 人	9,989,439 千円	4,028,684 千円	4,646,908 千円	18,665,031 千円	7,038 千円	6,611 千円
令和2年度	2,664 人	10,083,301 千円	3,781,539 千円	4,614,925 千円	18,479,765 千円	6,937 千円	6,650 千円
令和3年度	2,665 人	9,702,419 千円	4,073,320 千円	4,584,605 千円	18,360,344 千円	6,889 千円	6,535 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。
4 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している地方公共団体を指します。

②全会計予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
令和4年度	3,893 人	14,938,286 千円	6,950,617 千円	6,552,579 千円	28,441,482 千円	7,306 千円

- (注) 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 特記事項

平成19年4月から給与構造改革により給料表の再編を行い、給料を平均3.15%引き下げ

平成20年7月から産科医の確保を図るため、特殊勤務手当に分娩業務手当を追加

平成21年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、15種類に改定

平成21年4月から給与改定により、給料を平均0.15%引き下げ、期末・勤勉手当支給割合を0.35月分引き下げ

平成22年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、12種類に見直し

平成22年4月から給与改定により、給料を平均0.20%引き下げ、期末・勤勉手当支給割合を0.20月分引き下げ

平成22年12月より、55歳超の管理職職員について、給料及び管理職手当を1.5%減額

平成23年4月から給与改定により、給料を平均0.20%引き下げ

平成24年10月から平均1.45%の給料減額措置を実施（平成28年3月まで）

平成26年4月から給与改定により、給料を平均0.39%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.15月分引き上げ

平成27年4月から給与改定により、給料を平均0.45%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

平成28年4月から給与制度の総合的見直しを行い、給料を平均2.97%引き下げ（給料の引き下げを行わない医療職給料表（1）適用職員を含む引き下げ率。）

平成28年4月から給与改定により、給料を平均0.18%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

平成29年4月から給与改定により、給料を平均0.19%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

平成30年4月から給与改定により、給料を平均0.21%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.05月分引き上げ

平成31年4月から給与改定により、給料を平均0.17%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.05月分引き上げ

令和2年4月から給与改定により、期末・勤勉手当支給割合を0.05月引き下げ

令和3年4月から給与改定により、期末・勤勉手当支給割合を0.15月引き下げ

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数の算出方法：市職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、市職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに市職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
藤 沢 市	102.2	102.3	101.9	101.6	101.4	101.4	101.2
県内市町村平均	102.1	100.7	100.7	100.5	100.3	100.2	100.0
全 国 市 平 均	98.7	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9	98.8
類似団体平均	100.0	101.1	100.8	100.5	100.2	100.1	100.0

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	41.4 歳	316,349 円	443,949 円	407,606 円
神 奈 川 県	41.8 歳	328,980 円	- 円	- 円
国	42.7 歳	323,711 円	- 円	405,049 円
類似団体	41.8 歳	316,706 円	421,371 円	376,792 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

3 類似団体(人口規模、産業構造が類似している団体)の数値は、令和3年地方公務員給与実態調査に基づく数字です。

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間		参 考 A/B		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均給与月額 (B)			
藤 沢 市	49.2 歳	413 人	324,057 円	410,339 円	391,203 円	- 歳	- 円	-	
内 訳	清掃職員	165 人	316,990 円	422,201 円	390,955 円	廃棄物処理業従事者	46.6 歳	304,600 円	1.39
	学校給食調理員	94 人	321,188 円	383,211 円	378,119 円	調理士	44.0 歳	291,100 円	1.32
	用 務 員	65 人	333,123 円	409,271 円	399,987 円	用 務 員	50.3 歳	235,200 円	1.74
	自動車運転手	9 人	359,478 円	498,067 円	434,952 円	自家用乗用自動車運転者	60.8 歳	259,900 円	1.92
	電話交換手	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
	そ の 他	80 人	330,651 円	408,748 円	395,030 円	-	- 歳	- 円	-
神奈川県	49.9 歳	118 人	362,630 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	- 円	328,416 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	51.2 歳	106 人	327,012 円	391,529 円	370,023 円	-	- 歳	- 円	-

区 分	参 考			
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
藤 沢 市	6,638,468 円	- 円	-	
内 訳	清掃職員	6,759,512 円	4,236,800 円	1.60
	学校給食調理員	6,242,732 円	3,832,500 円	1.63
	用 務 員	6,692,352 円	3,186,100 円	2.10
	自動車運転手	7,966,004 円	3,417,100 円	2.33
	電話交換手	- 円	- 円	-
	そ の 他	6,669,576 円	- 円	-

- (注) 1 民間のデータは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表されている平成30年～令和2年の3ヶ年平均データを使用しています。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	37.8 歳	306,608 円	457,281 円	402,550 円
神奈川県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	38.7 歳	305,654 円	412,741 円	363,418 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	38.4 歳	283,686 円	348,324 円	336,943 円
神奈川県	41.3 歳	317,411 円	- 円	- 円
国	44.0 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	39.3 歳	289,360 円	350,065 円	329,684 円

⑤医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	39.1 歳	427,868 円	1,070,137 円	880,844 円
神 奈 川 県	46.4 歳	470,140 円	- 円	- 円
国	52.8 歳	507,742 円	- 円	840,532 円
類似団体	39.7 歳	487,642 円	977,671 円	726,818 円

⑥薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	39.2 歳	304,044 円	462,869 円	378,549 円
神 奈 川 県	42.8 歳	326,536 円	- 円	- 円
国	46.5 歳	312,940 円	- 円	357,805 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

⑦看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	36.8 歳	292,818 円	413,545 円	354,022 円
神 奈 川 県	50.1 歳	345,589 円	- 円	- 円
国	47.7 歳	319,817 円	- 円	358,479 円
類似団体	39.2 歳	297,448 円	390,946 円	339,097 円

⑧全職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	40.5 歳	313,120 円	456,005 円	408,571 円
神 奈 川 県	39.4 歳	335,601 円	- 円	400,924 円
国	42.5 歳	334,711 円	- 円	413,064 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

(6) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	藤 沢 市		神 奈 川 県 の初任給	国 の初任給	神奈川県内民間 企業の初任給
	初 任 給	2年後の給料			
一般行政職	大学卒	192,300 円	201,000 円	188,700 円	218,133 円
	短大2卒	176,100 円	187,300 円	168,900 円	
	高校卒	160,400 円	167,500 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	2.5歳採用	197,400 円	204,500 円	- 円	- 円
消 防 職	大学卒	199,200 円	208,000 円	- 円	- 円
	高校卒	169,000 円	178,700 円	- 円	- 円
医 師 ・ 歯科医師職	医大卒	285,300 円	305,100 円	289,800 円	249,800 円
薬 剤 師	大学6卒	221,900 円	229,200 円	216,400 円	210,500 円
医療技術職	大学卒	200,900 円	207,800 円	194,700 円	188,400 円
	短大3卒	194,000 円	200,900 円	187,700 円	177,400 円
看 護 ・ 保 健 職	大学卒	229,600 円	237,900 円	215,200 円	212,600 円
	短大3卒	224,000 円	231,400 円	209,800 円	200,700 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
	平均給料月額	平均給料月額	平均給料月額	平均給料月額	
一般行政職	大学卒	259,147 円	358,891 円	391,417 円	413,171 円
	短大2卒	- 円	- 円	- 円	403,467 円
	高校卒	- 円	- 円	365,450 円	393,143 円
技能労務職	212,150 円	262,888 円	333,420 円	353,033 円	
消防職	大学卒	270,360 円	364,240 円	397,683 円	395,900 円
	高校卒	245,750 円	334,500 円	364,371 円	402,425 円
医師・歯科医師職	398,500 円	478,900 円	496,900 円	- 円	
薬剤師・医療技術職	255,543 円	328,960 円	398,000 円	388,120 円	
看護・保健職	265,456 円	320,729 円	348,425 円	373,064 円	

(8) 給料表の種類、級数、額等の概要（令和4年4月1日現在）

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

(単位：百円)

種 類	適用人数	給 料 月 額								
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職給料表(1)	2,542 人	最高号給額	2,910	3,526	3,881	3,952	4,060	4,334	4,554	5,123
		最低号給額	1,564	2,123	2,636	2,877	3,137	3,503	3,928	4,390
行政職給料表(2)	413 人	最高号給額	2,500	2,950	3,526	3,929	3,952			
		最低号給額	1,475	1,617	1,964	2,636	2,877			
医療職給料表(1)	160 人	最高号給額	3,972	4,916	5,438	5,997	6,384			
		最低号給額	2,772	3,383	3,780	4,740	5,409			
医療職給料表(2)	144 人	最高号給額	2,881	3,314	3,559	3,899	4,065	4,141	4,388	4,975
		最低号給額	1,791	2,186	2,514	2,803	3,213	3,355	3,637	4,285
医療職給料表(3)	598 人	最高号給額	2,949	3,293	3,653	3,848	3,975	4,328	4,603	
		最低号給額	1,793	2,129	2,500	2,633	2,857	3,285	3,667	

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	標準的な職	職員数	令和4年の構成比	1年前の構成比(R3年)	2年前の構成比(R2年)	3年前の構成比(R1年)	5年前の構成比(29年)
8 級	部長	18 人	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
7 級	参事	58 人	3.7%	4.0%	3.9%	4.3%	4.2%
6 級	課長	149 人	9.5%	9.6%	9.8%	9.9%	10.4%
5 級	課長補佐	206 人	13.2%	13.4%	13.2%	13.3%	13.8%
4 級	上級主査	232 人	14.8%	14.7%	13.4%	13.5%	14.8%
3 級	主査	249 人	15.9%	16.0%	16.1%	14.7%	11.3%
2 級	主任	427 人	27.3%	26.5%	25.8%	24.0%	23.3%
1 級	事務員・技術員	227 人	14.5%	14.7%	16.8%	19.0%	21.1%
	計	1,566 人	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1 藤沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職とは、それぞれの級に該当する代表的な職です。

(10) 昇給の実施状況

① 査定昇給

7月1日から翌年6月30日までの1年間の勤務成績により、7月1日に5段階の区分で昇給します。

一般行政職の令和3年4月2日から令和4年4月1日までの運用

区 分	管理職職員		管理職職員以外	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
人事評価を活用していない				○
活用予定時期				未定

令和3年7月の昇給期

区 分	A	B	C	D	E
一 般 職 員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4以上	3	2	1	0
平成30年7月1日 該 当 職 員 数	0 人	0 人	3,482 人	30 人	50 人

令和4年7月の昇給期

区 分	A	B	C	D	E
一 般 職 員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4以上	3	2	1	0
令和元年7月1日 該 当 職 員 数	0 人	0 人	3,475 人	40 人	63 人

② その他の昇給

①以外に昇給できる場合としては、次のようなものがあります。

- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態になった場合

(11) 高齢層職員の昇給抑制（停止）制度の概要（各年4月1日現在）

高齢層職員の昇給抑制（停止）制度とは民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制したり昇給停止したりする制度です。

なお、本市では昇給抑制制度を採用しており、査定昇給時の昇給号給数を2分の1としています。

区分	藤沢市 昇給抑制	国 昇給停止	該 当 職 員 数				
			平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
一般行政職	56 歳	55 歳	219 人	215 人	183 人	173 人	179 人
技能労務職	56 歳	57 歳	49 人	53 人	60 人	63 人	73 人
医療職（医師を除く。）	56 歳	55 歳	13 人	17 人	18 人	18 人	18 人
医療職（医師）	61 歳	57 歳	5 人	3 人	2 人	2 人	2 人

(12) 職員の手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当：退職したときに支給される一時金

地域手当：民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当

特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当

時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

①期末手当・勤勉手当

区分	藤 沢 市			神 奈 川 県			国		
	令和3年度支給割合			令和3年度支給割合			令和3年度支給割合		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月 期	1.275 月分 (0.725) 月分	0.950 月分 (0.450) 月分	2.225 月分 (1.175) 月分	1.275 月分 (0.725) 月分	0.950 月分 (0.450) 月分	2.225 月分 (1.175) 月分	1.275 月分 (0.725) 月分	0.950 月分 (0.450) 月分	2.225 月分 (1.175) 月分
1 2 月 期	1.125 月分 (0.625) 月分	0.950 月分 (0.450) 月分	2.075 月分 (1.075) 月分	1.125 月分 (0.625) 月分	0.950 月分 (0.450) 月分	2.075 月分 (1.075) 月分	1.275 月分 (0.725) 月分	0.950 月分 (0.450) 月分	2.225 月分 (1.175) 月分
計	2.40 月分 (1.35) 月分	1.90 月分 (0.90) 月分	4.30 月分 (2.25) 月分	2.40 月分 (1.35) 月分	1.90 月分 (0.90) 月分	4.30 月分 (2.25) 月分	2.55 月分 (1.45) 月分	1.90 月分 (0.90) 月分	4.45 月分 (2.35) 月分
加算措置 の 状 況	・役職加算5～20% ・管理職加算なし			・役職加算5～20% ・管理職加算10～20%			・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%		
1人当たりの 平均支給額	令 和 3 年 度 1,640 千円			令 和 2 年 度 1,726 千円			令 和 3 年 度 公表データなし		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

一般行政職の勤勉手当への人事評価の活用状況（令和3年度中における運用）

区分	管理職職員		管理職職員以外	
人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

令和2年6月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	27人	39人	3,828人	1人

令和2年12月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	27人	39人	3,840人	1人

令和3年6月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	62人	78人	3,810人	2人

令和3年12月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	58人	76人	3,898人	4人

令和4年6月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	47人	96人	3,899人	5人

(注) 勤務成績がやや良好な職員の区分には、懲戒処分を受けた者を含みます。

②退職手当(令和4年4月1日現在)

区 分	藤 沢 市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 _{月分}	24.586875 _{月分}	19.6695 _{月分}	24.586875 _{月分}
勤続25年	28.0395 _{月分}	33.270750 _{月分}	28.0395 _{月分}	33.270750 _{月分}
勤続35年	39.7575 _{月分}	47.709000 _{月分}	39.7575 _{月分}	47.709000 _{月分}
最高限度額	47.7090 _{月分}	47.709000 _{月分}	47.7090 _{月分}	47.709000 _{月分}
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算		定年前早期退職特例措置2～45%加算	
令和3年度決算額	363,802 _{千円}	1,190,433 _{千円}	- _{千円}	- _{千円}
退職者数	152人	55人	-人	-人
1人当たり平均支給額	2,393 _{千円}	21,644 _{千円}	- _{千円}	- _{千円}

(注) 1 退職者数は、退職手当を支給されない職員を除いています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和4年4月1日現在）

区 分	藤 沢 市	国
支給対象職員数（令和4年4月実績）	3,859 人	4 級地 1 2 % 支 給 地 域
支給職員1人当たり平均支給月額（令和4年4月実績）	44,585 円	
支給実績（令和3年度決算）	2,053,090 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	523,881 円	

（注） 地域手当は、地域における給与水準の不均衡を調整するために支給される手当です。

県内他市の状況

支給率	団体名							
16.0%	横 浜 市	川 崎 市						
15.0%	鎌 倉 市							
14.1%	厚 木 市							
13.0%	藤 沢 市							
12.0%	相 模 原 市	逗 子 市	座 間 市	海 老 名 市				
10.0%	横 須 賀 市	平 塚 市	小 田 原 市	茅 ヶ 崎 市	大 和 市	伊 勢 原 市	綾 瀬 市	
6.0%	三 浦 市	秦 野 市						
0.0%	南 足 柄 市							

④特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

区 分	藤 沢 市
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年4月実績）	32.4%
支給職員1人当たり平均支給月額（令和4年4月実績）	26,869 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度決算）	47.1%
支給実績（令和3年度決算）	463,498 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	250,890 円

手当の種類（12種類）

手 当 の 名 称	主な支給対象課	主な支給対象業務	支給実績 令和3年度決算	左記職員に対する支給 単価	
徴 収 手 当	納税課	差押・公売処分	288 千円	1 件	500 円
福 祉 業 務 手 当	生活援護課	福祉業務に従事	4,149 千円	1 勤務	400 円
放 射 線 取 扱 手 当	市民病院・保健所	放射線を照射する作業に従事	5,505 千円	1 勤務	400 円以内
感 染 症 業 務 手 当	市民病院・保健所	感染症患者等に対する医療等に従事	154,908 千円	1 勤務	400 円
有 害 物 取 扱 手 当	環境保全課・保健所	土壌汚染・水質汚濁等の分析作業	868 千円	1 勤務	300 円
清 掃 作 業 手 当	環境事業センター	ごみの収集・廃棄・終末処理作業	18,919 千円	1 勤務	900 円以内
現 場 作 業 手 当	道路維持課	夏期等の道路、下水道施設の維持補修作業	8,734 千円	1 勤務	500 円以内
高 所 等 作 業 等 手 当	消防	10m以上の高所での作業	41 千円	1 勤務	500 円以内
救 急 作 業 手 当	消防	傷病者の搬送	12,740 千円	1 作業	510 円以内
死 体 取 扱 手 当	市民病院・消防	死後処置等に従事	995 千円	1 件	1,500 円以内
夜 間 医 療 等 従 事 手 当	市民病院	深夜における看護等の業務に従事	239,327 千円	1 勤務	12,000 円以内
分 娩 業 務 手 当	市民病院	分娩・周産期医療に従事	17,009 千円	1 件	50,000 円以内

※感染症業務手当については、令和2年より当面の間、新型コロナウイルス感染症対応に係る業務について、3,000円又は4,000円の手当を支給しています。

⑤時間外勤務手当（休日・夜間勤務手当含む）

区 分	平成29年度 決 算	平成30年度 決 算	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算
支給実績	1,517,985 千円	1,472,253 千円	1,613,366 千円	1,453,277 千円	1,556,643 千円
職員1人当たり平均支給年額	409 千円	392 千円	423 千円	371 千円	397 千円
職員1人当たり平均支給月額	33,662 円	32,305 円	34,964 円	30,551 円	32,734 円
職員1人当たり1月平均時間外勤務時間数	11.00 時間	10.40 時間	11.03 時間	9.77 時間	10.30 時間
平均時間外勤務時間数前年度比		94.5%	106.1%	88.6%	105.4%

⑥その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	支給対象者・支給内容	国の制度 との異動	藤沢市の 支給金額	国 の 支給金額	支給職員1人当 り平均支給月額 (令和4年4月実 績)	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和3年度決 算)
初任給調整手当	医 師	国と異なる	78,000円～ 308,600円	27,300円～ 414,300円	299,494 円	534,632 千円	3,003,551 円
	助 産 師	国と異なる	2,000円	-	2,000 円		
扶 養 手 当	配 偶 者	国と異なる	7,800円	6,500円	24,324 円	444,156 千円	285,447 円
	子	国と異なる	11,200円	10,000円			
	父 母 等	国と異なる	7,800円	6,500円			
	満16歳から満22歳の特定期間に対する加算	国と同じ	5,000円	5,000円			
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を賃借している職員 その所有に係る住宅に居住している職員	国と異なる	限度額 28,000円	限度額 28,000円	17,913 円	598,799 千円	207,772 円
通 勤 手 当	交通機関利用職員 交通用具使用職員	国と異なる	運賃相当額 (新幹線等特別急行 列車の利用は認めて いない)	限度額 55,000円 (新幹線等特別急行 列車を利用する場 合は75,000円)	7,551 円	294,984 千円	92,067 円
単身赴任手当	八ヶ岳野外体験教室職員	国と同じ	38,000円	100～300km →8,000円加算	0 円	0 千円	0 円
管 理 職 手 当	管 理 職 員 (令和4年4月1日時点、常勤職員に 占める支給者割合= 18.8%)	国と同じ	部 長 127,600円 担当部長 111,300円 参 事 92,300円 課 長 85,300円 課長補佐 74,300円	10級139,300円 9級104,200円～130,300円 8級82,200円～116,900円 7級66,400円～88,500円 6級51,900円～72,700円 5級49,600円～59,500円 4級46,300円～55,500円	82,336 円	716,387 千円	993,602 円
宿日直手当	市民病院職員	国と異なる	3,100円～ 13,500円	2,200円～ 21,000円	20,876 円	55,183 千円	257,864 円
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員	国と同じ	6,000円～ 18,000円	6,000円～ 18,000円	6,000 円	- 千円	- 円
寒 冷 地 手 当	八ヶ岳野外体験教室職員	国と同じ	10,200円	4 級 地 7,360～17,800円	11～3月のみ支給 0 円	0 千円	0 円

(注) 通勤手当の支給実績は、6ヶ月定期相当額を4月に支給しているため1ヶ月の平均金額です。

(13) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

区分	藤 沢 市		（参考）類似団体における 最高額及び最低額			
	（月額）		（月額）		（月額）	
給 料	市 長	1,064,000 円	類 似 団 体	市 長	1,130,000 円	702,000 円
	副市長	893,000 円		副市長	930,000 円	691,200 円
	教育長	766,000 円		教育長	- 円	- 円
	監査委員	690,000 円		監査委員	- 円	- 円
議員報酬	議 長	690,000 円	議 長	724,000 円	463,000 円	
	副議長	610,000 円	副議長	660,000 円	420,000 円	
	議 員	565,000 円	議 員	606,000 円	400,000 円	
期末手当	(令和3年度支給割合)					
	市 長					
	副市長	6月期1.575 月分				
	教育長	12月期1.475 月分				
	監査委員	合計 3.05 月分				
	議 長	6月期1.70 月分				
副議長	12月期1.60 月分					
議 員	合計 3.30 月分					
退職手当	（算定方式）		（1期の手当額）	（支給時期）		
	市 長	給料月額×在職月数×32/100	16,343,040 円	任 期 毎		
	副市長	給料月額×在職月数×23/100	9,858,720 円	任 期 毎		
	教育長	給料月額×在職月数×18/100	4,963,680 円	任 期 毎		
	監査委員	給料月額×在職月数×16/100	5,299,200 円	任 期 毎		

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長等は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
2 類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）における最高額及び最低額は、令和3年4月1日現在の数字です。

※市長の退職手当の引き下げについて
現市長に限り、退職手当の引き下げを行っています。
「32/100」を「12.5/100」としており、
1期の手当額が、給料月額×在職月数×12.5/100＝6,384,000円になります。

(14) 給与改定の概要

①平成28年

平成28年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成28年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項 目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給 料	初任給・若年層は1,500円程度の引上げ。その他は、400円の引き上げを基本に改定。行政職給料表（1）の改定率0.17%。	初任給・若年層は1,500円程度の引上げ。その他は、400円の引き上げを基本に改定。行政職俸給表（1）の改定率0.2%。

②平成29年

平成29年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成29年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給料	初任給・若年層は1,000円程度の引上げ。その他は、400円程度の引き上げを基本に改定。行政職給料表（1）の改定率0.19%。	初任給・若年層は1,000円程度の引上げ。その他は、400円の引き上げを基本に改定。行政職俸給表（1）の改定率0.2%。

③平成30年

平成30年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成30年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給料	初任給は1,500円程度、若年層は1,000円程度の引上げ。その他は400円の引き上げを基本に改定。行政職給料表（1）の改定率0.18%。	初任給は1,500円程度、若年層は1,000円程度の引上げ。その他は400円の引き上げを基本に改定。行政職俸給表（1）の改定率0.2%。

④令和元年

令和元年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成31年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給料	大卒初任給を1,500円程度、高卒初任給を2,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。行政職給料表（1）平均改定率0.15%	大卒初任給を1,500円程度、高卒初任給を2,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について所要の改定。行政職俸給表（1）平均改定率0.1%

(15) 給与の見直しの状況

平成21年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、15種類に改定

平成22年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、12種類に改定

平成22年4月から住居手当上限額を4,300円引き下げ

平成22年4月から通勤手当支給対象距離を2kmに引き上げ

平成24年4月から勤続20年以上25年未満の定年退職者の退職手当支給率を引き下げ

平成25年4月から退職手当支給率を平均15%引き下げ

平成30年4月から退職手当支給率を平均3%引き下げ

平成31年4月から扶養手当を改定（配偶者を引き下げ、子を引き上げ）

令和2年4月から持ち家に係る住居手当を2,000円引き下げ

(16) 旅費の概要

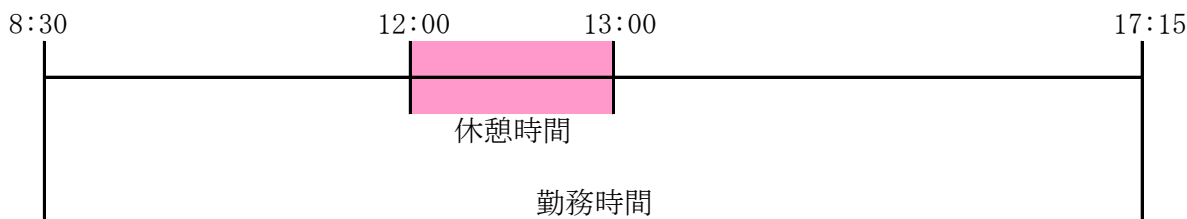
公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。その支給内容の概要は次のとおりです。

種 類	内 容	支給額
鉄道運賃・船賃 ・航空運賃等	運賃等を支給しています。	最も経済的な運賃
日 当	近隣市を除く県内外へ出張について支給しています。	800～ 2,000 円
宿 泊 料	宿泊を要する場合に支給しています。（職員研修で宿泊施設が指定されている場合は、当該指定額）	13,000 円
食 卓 料	外国へ出張に際して車中泊等をした場合には、夜の食費を支給しています。（航空賃等の他に別に食費を要する場合のみ）	5,100 円
支 度 料	外国へ出張、赴任には、支度に要する費用を支給しています。	63,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間及び休憩時間の概要 (令和4年4月1日現在)

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分まで1日7時間45分、週38時間45分です。



(2) 年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年1月1日～12月31日)

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
平均取得日数	9.1日	10.1日	10.7日	10.7日	10.6日	11.3日	11.3日

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種類	具体的な内容	付与日数	取得者数		
			令和元年	令和2年	令和3年
公民権行使等休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要と認める期間	1人	0人	4人
ドナー休暇	骨髄液の提供(親族を除く)	その都度必要と認める期間	0人	0人	0人
ボランティア休暇	自発的に報酬を得ず社会貢献活動	5日以内	3人	1人	1人
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難	連続する2日以内	15人	23人	44人
結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	78人	43人	56人
健康診査等休暇	妊娠中、出産後1年以内の検診	その都度必要と認める期間	13人	13人	24人
通勤緩和休暇	交通機関の混雑が妊婦の健康に支障を与える	1日につき1時間以内	2人	2人	5人
出産休暇	出産する場合	産前産後各8週間	93人	86人	95人
出産補助休暇	配偶者が出産する場合	産前産後各2週間で5日以内	81人	98人	81人
育児時間休暇	満3歳に達しない子の養育	1日に1時間以内で30分単位	145人	152人	151人
育児参加休暇	産休中に出産に係る子9歳未満の子の育児	産前産後各8週間で5日以内	54人	68人	61人
児童養育休暇	小学3年生までの子の養育	1日に2時間以内で30分単位	14人	17人	16人
子の看護休暇	小学3年生までの子の負傷、疾病の看護	子が1人7日、2人10日、3人15日以内	398人	366人	391人
家族看護休暇	親族の負傷、疾病の看護	7日以内	389人	341人	392人
短期の介護休暇	同居の親族が負傷、疾病にかかった場合	要介護者が1人7日、2人10日、3人15日以内	29人	37人	40人
忌引休暇	親族が死亡した場合	親族の区分に応じた日数	434人	391人	419人
祭日休暇	法事、祭事を営む日(死亡後15年以内)	1日	34人	23人	39人
交通遮断等休暇	交通機関の事故	その都度必要と認める期間	790人	946人	1763人
災害等罹災休暇	地震、水害、火災等で住宅が滅失破壊	連続する7日以内	0人	1人	1人

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

種 類	取得者数						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護休暇	0人	5人	0人	4人	4人	3人	5人
	0人	5人	0人	4人	4人	3人	5人

(注) 下段は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

種 類	取得者数						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
病気休暇	278人	384人	371人	330人	297人	249人	218人

(6) 育児休業等の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は30分単位で取得することができます。

種 類	取得者数						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
育児休業	146人	164人	170人	183人	173人	186人	188人
	146人	161人	166人	179人	171人	177人	165人
部分休業	36人	33人	37人	46人	42人	52人	40人
	34人	33人	34人	43人	41人	51人	39人

(注) 下段は、女性の取得者数であり、内数です。

種 類	利用者数						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
育児短時間勤務	60人	70人	75人	82人	98人	103人	83人
	60人	70人	75人	82人	98人	101人	81人

(注) 下段は、女性の制度利用者数であり、内数です。

(7) 自己啓発等休業等の概要と取得状況

職員が大学における修学や国際貢献活動等公務に関する能力の向上に資する能力開発を図るための休業制度であり、自己啓発等休業は最長3年間取得することができます。自己啓発等休業は1日単位で、修学部分休業は30分単位で取得することができます。

種 類	取得者数						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自己啓発等休業	2人	1人	1人	2人	2人	1人	1人
修学部分休業	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人

(8) 配偶者同行休業の概要と取得状況

有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度であり、最長3年間取得することができます。

種 類	取得者数						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配偶者同行休業	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(9) 安全衛生管理体制の整備状況

職員の安全衛生管理については「労働安全衛生法」並びに本市独自の「藤沢市職員安全衛生管理規程」に基づき整備し、管理体制の充実・推進を図っています。

組 織 等	説 明	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障がいを防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者。	2件	2件	1件	1件
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者。	3件	3件	3件	3件
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。	7件	7件	7件	7件
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者。	33件	33件	33件	33件
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師。	7件	7件	7件	7件
安全衛生委員会及び安全衛生懇談会	職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するために、事業場の規模に応じ、安全衛生委員会または安全衛生懇談会を設置しています。危険及び健康障がいの防止に向け職場巡視、安全衛生研修等を実施し、快適な職場環境の形成促進に向け活動しています。	42件	42件	42件	42件

- (注) 1 安全衛生委員会を設置している事業場…学校給食調理場及び職員数が50人以上の施設等
 2 安全衛生懇談会を設置している事業場…1以外の施設等
 3 類似した業務を扱う複数の事業場の職員が集まり、災害発生事例の共有化による再発防止、研修の効果的な実施等をめざし、安全衛生協議会を設置しています。
 安全衛生協議会等組織のある事業場…環境部施設、保育園、学校用務員職場
 4 事業場の安全衛生委員会または安全衛生協議会等の調整及び重要事項を調査審議するため安全衛生審議会を設置しています。総括安全衛生管理者、各委員会または協議会の代表者、産業医、職員団体の代表者により構成されています。

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由に該当すると、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に職場の秩序を維持し、回復を図るために行う処分です。

①分限処分者

処 分 事 由	令和2年度				令和3年度			
	降 任	免 職	休 職	降 給	降 任	免 職	休 職	降 給
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人	0人		
心身の故障の場合	0人	0人	46人		0人	0人	39人	
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人	0人		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人	0人		
刑事事件に関し起訴された場合			0人				0人	
計	0人	0人	46人	0人	0人	0人	39人	0人
合 計	46人				39人			

②懲戒処分者

処 分 事 由	令和2年度				令和3年度			
	免 職	停 職	減 給	戒 告	免 職	停 職	減 給	戒 告
諸給与の不正領得	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
受験採用の際の虚偽行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務命令違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
信用失墜行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
守秘義務違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務専念義務違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
政治的行為違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
争議行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
営利企業等従事制限違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公職選挙法違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
傷害・暴行の刑法違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
金銭・異性関係等の非行	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
収 賄	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
横 領	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
管理監督者責任	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他()	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人				0人			

(注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

6 職員の服務の状況

(1) 服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要	参考条文
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。	地方公務員法第33条
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。	地方公務員法第34条
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。	地方公務員法第35条
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関する等の政治的行為が禁止されています。	地方公務員法第36条
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。	地方公務員法第37条
営利企業への従事等の制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。	地方公務員法第38条

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種類	具体的な内容	付与日数	承認者数	
			令和2年	令和3年
ツワリ休暇	妊娠してから出産日までの間に、半日又は1日を単位で取得	10日	20人	17人
結婚休暇	特別休暇としての結婚休暇5日間のほか1日	1日	49人	48人
夏期休暇	6月1日から9月30日までの間に7日間（期間内17日に1日）	7日	3,896人	3,809人
ヘルスケア（人間ドック）	年1回限り7時間45分を上限で必要と認める時間	1日	1,557人	1,873人
ヘルスケア（再検査）	定期健康診断又は人間ドックの受診結果による再検査1回	1日		
リフレッシュ休暇	永年勤続者の心身のリフレッシュを目的とした連続する5日以内	5日以内	444人	493人
職員団体（組合）の事務従事	地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合	必要と認めた時間	104人	133人

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は任命権者が許可した場合を除き、「営利企業等への従事」を禁じられています。具体的には①営利企業の役員等の地位を兼ねること、②みずから営利企業を営むこと、③報酬を得てなんらかの事業、事務に従事することがあります。

許可した内容	許可件数				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営利企業の役員等の地位を兼ねること	16件	16件	16件	16件	16件
報酬を得てなんらかの事業、事務に従事すること	43件	51件	56件	49件	73件
講演（医師）	202件	198件	165件	129件	202件
診療業務（医師）	37件	33件	22件	32件	31件
計	298件	298件	259件	226件	322件

(4) 在籍専従休職制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ職員団体（組合）の業務にもっぱら従事することができます。
（無給休職扱いとなります。）

登 録 団 体	許 可 件 数				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
藤 沢 市 職 員 労 働 組 合	5 件	6 件	6 件	5 件	6 件

7 職員の退職管理の状況

(1) 部長級退職者の再就職届出の状況

退職した部長級職員の任命権者への再就職の届出の状況は以下のとおりです。

令和2年度退職者

区 分	行政職給料 表(1)	医療職給料 表(1)	医療職給料 表(2)	医療職給料 表(3)
退職者数	6人	0人	0人	0人
再就職届出数	0人	-人	-人	-人

令和3年度退職者

区 分	行政職給料 表(1)	医療職給料 表(1)	医療職給料 表(2)	医療職給料 表(3)
退職者数	7人	0人	0人	0人
再就職届出数	1人	-人	-人	-人

(2) 外郭団体等への管理職の再就職の状況(各年4月1日現在)

退職時に管理職であった者の外郭団体等への再就職の状況は以下のとおりです。

令和2年度末退職者

再就職先	他の地方 公共団体	特定地方独 立行政法人	外郭団体	非営利団体 (他の項目に該当 するものを除く)	営利企業 (他の項目に該当 するものを除く)
再就職者数	0人	0人	4人	1人	0人

令和3年度末退職者

再就職先	他の地方 公共団体	特定地方独 立行政法人	外郭団体	非営利団体 (他の項目に該当 するものを除く)	営利企業 (他の項目に該当 するものを除く)
再就職者数	0人	0人	4人	0人	0人

(注) 外郭団体とは、土地開発公社等、藤沢市が資本金又は基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。

8 職員の研修の状況

基本研修、専門研修、派遣研修、職場研修、自主研修を5つの柱として、職員が自発的に能力開発を行えるような風土を醸成し、時代の変化に対応できる研修を実施しています。

区分	受講者数			備考	
	令和2年度	令和3年度	対前年度増減数		
基本研修	新採用前期研修	106人	105人	-1人	
	新採用後期研修	77人	96人	19人	
	採用2年目研修	0人	95人	95人	令和3年度のみ実施
	一般一部研修（採用後3年目）	71人	72人	1人	
	一般二部研修（採用後6年目）	96人	100人	4人	
	一般三部研修（採用後8年目）	76人	78人	2人	
	監督者一部研修（主査昇任者）	66人	87人	21人	
	監督者二部研修（上級主査昇任者）	40人	70人	30人	
	管理職一部研修（課長補佐級昇任者）	59人	57人	-2人	
	管理職二部研修（課長級昇任者）	34人	36人	2人	
	管理職三部研修（所長（参事）級昇任者）	20人	17人	-3人	
	管理職研修	0人	15人	15人	
	任期付職員二部研修	14人	14人	0人	
	上級職員研修（行政職給料表(2)）	2人	0人	-2人	
	合同クレド研修（接遇）	0人	48人	48人	
	合同クレド研修（地域職場）	0人	16人	16人	
	所属長研修	119人	116人	-3人	
	再任用職員研修	0人	39人	39人	
	会計年度任用職員研修	1,392人	186人	-1,206人	
	専門研修	技術職員研修	86人	0人	-86人
庶務実務研修		120人	125人	5人	
男女共同参画セミナー		0人	247人	247人	
二市一町合同研修		0人	0人	0人	
ロジカルライティング		0人	27人	27人	
広報デザイン		0人	24人	24人	旧シティプロモーション
ICTの利活用		38人	55人	17人	
女性活躍推進研修		0人	81人	81人	新規
コーチング		0人	32人	32人	
認知症研修		0人	998人	998人	令和3年度のみ実施
タイムマネジメント		0人	118人	118人	新規
プレゼンテーション		0人	98人	98人	新規
Microsoft Office研修		0人	170人	170人	新規
派遣研修	省庁派遣研修	3人	5人	2人	
	自治大学校派遣研修	0人	0人	0人	
	国土交通大学校派遣研修	1人	7人	6人	
	（一財）全国建設研修センター派遣研修	4人	11人	7人	
	市町村アカデミー派遣研修	0人	0人	0人	
	（公財）神奈川県市町村研修センター派遣研修	0人	18人	18人	
	（一社）日本経営協会	11人	14人	3人	
	民間企業派遣	0人	8人	8人	
	（公財）神奈川県都市整備技術センター	21人	6人	-15人	
	その他の派遣研修	13人	12人	-1人	
職場	部内職場研修	426人	669人	243人	
	課内職場研修	5,890人	7,155人	1,265人	
	マンツーマン研修	60人	78人	18人	
	マンツーマン指導員研修	0人	60人	60人	
自主	資格取得支援	10人	17人	7人	
	自主研究グループ活動の奨励	54人	50人	-4人	
合計	8,909人	11,332人	2,423人		

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

藤沢市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します。

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行っています。これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

令和4年10月から、地方公務員等共済組合法の適用拡大により、要件を満たす非常勤職員は短期組合員（短期給付・福祉事業のみ適用）となりました。

①短期給付

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

種 類		内 容
法 定 給 付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付に加えて支払われる給付

②長期給付事業

組合員の退職・障がい・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

共済組合からの給付

種 類		内 容
老齢給付	老齢厚生年金	原則として、被保険者期間などが10年以上で、かつ、65歳（生年月日による経過措置有）に達したときに支給
障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障がいの状態になったときに支給
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したときに支給
退職等 年金給付	退職年金	引き続き組合員であった期間が1年以上あり、65歳以上で退職しているときに支給
	公務障害年金	公務による病気又は負傷により障害の状態になったときに支給
	公務遺族年金	公務による病気又は負傷が原因で在職中又は退職後に死亡したときに支給

(注) 平成27年10月から被用者年金制度が一元化され共済年金は、厚生年金に統一されました。共済年金の職域年金相当部分が廃止され（経過的給付あり）、退職等年金給付が設けられました。

日本年金機構からの給付

種 類	内 容
老齢基礎年金	保険料納付済期間等が10年以上ある方が65歳になったときに支給
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある方が、障害等級1級または2級に該当する障がい者になったときに支給
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その方に扶養されていた子（18歳の最初の3月31日までの間の子）がいるときに支給

③福祉事業

組合員の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

短期組合員については、貸付事業・物資立替金制度の利用は当面の間利用不可となっています。

種類	内容
保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（プール等）利用助成など
宿泊事業	「湯河原温泉ちとせ」の運営
貯金事業	給料天引きにより積立 (年率1.52% 令和4年4月1日現在)
貸付事業	普通貸付、特別貸付、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物資事業	自動車・オートバイ代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける。

(2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	6件	0件	7件	0件	14件	0件
	補償継続件数	1件	0件	0件	0件	0件	0件
公務上災害	新規認定件数	27件	0件	30件	0件	31件	0件
	補償継続件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(3) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員に対し定期健康診断を年1回実施しており、専門的な職種については必要に応じて各種特殊健康診断及び予防接種を実施する中で職員の健康に配慮しています。

また、健康診断結果の事後指導においても、職員課衛生管理担当に保健師を配置し、その指導にあたりるとともに、内科医の産業医と連携を図る中で健康相談及び適切な助言指導を行っています。

(4) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスへの対応については、精神科医の産業医と連携を図ることで、適切な助言指導及び療養からの職場復帰に向けた対応を図っています。あわせて職員課衛生管理担当に保健師を配置し、随時職員からの相談を受け付けています。

これに加え、職員自らが心の健康度を把握しストレスに適切に対処するため、平成19年度から「メンタルヘルス調査」を実施してきましたが、平成27年12月から労働安全衛生法に基づき義務づけられている「心理的な負担の程度を把握するための検査（通称ストレスチェック）」に対応し、平成28年度から実施しています。

また、職員各個人にパンフレットを配布するなど、メンタルヘルスに対する正しい知識と情報提供を行い、その予防に向けた対策を図っています。

(5) セクシュアルハラスメントへの対応状況

セクシュアルハラスメントに対しては、職員の相談窓口を職員課衛生管理担当において随時相談を受け付けており、相談を受けた場合、その内容により必要に応じて所属長や人事担当と連携してその解決に向け対応を図っています。また、各階層別研修や職場研修・パンフレットの配布等の機会をとおして、この問題についてふれることで、職員の意識の向上を図っています。

(6) その他職員福祉のための独自の制度の概要

市では、地方公務員法に基づく、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項（福利厚生事業）を職員により設立された藤沢市職員福利厚生会に委託し、事業を実施しています。

この職員福利厚生会は、職員の相互扶助、職員間の信頼関係の醸成及び行政効率の向上を図ることを目的に、市からの委託料と職員からの会費を主たる財源として運営しています。

市の委託事業として、人間ドック受検費用の一部助成をはじめとする健康支援事業や文化・体育事業等を実施するほか、職員の会費により慶弔見舞金の給付や生活資金貸付等の事業を実施しています。

①藤沢市職員福利厚生会予算額及び決算額

区分	令和2年度予算額				令和2年度決算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	167,348 千円	167,500 千円	64,535 千円	47.0 %	138,036 千円	103,687 千円	50,943 千円	40.6 %

区分	令和3年度予算額				令和3年度決算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	161,682 千円	155,700 千円	64,020 千円	46.4 %	138,357 千円	91,216 千円	49,268 千円	39.7 %

区分	令和4年度予算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	161,178 千円	136,750 千円	62,215 千円	45.4 %

②互助会を通じて実施した事業

令和3年度に職員福利厚生会が実施した事業は次のとおりです。（福利厚生会が職員からの会費のみで実施し、市の委託料が充当されていない事業は除きます。）

給付事業概要	利用者数	事業費	利用者1人当たりの公費負担額
メンタルヘルスカウンセリング助成	8人	80千円	10,000円
インフルエンザ予防接種助成	893人	1,339千円	1,500円
35歳以上人間ドック受検助成	2,396人	33,956千円	14,200円
35歳未満簡易人間ドック受検助成	36人	754千円	20,900円
禁煙治療助成	0人	0千円	0円
鍼灸マッサージ・リラクゼーションの施療助成	836人	836千円	1,000円

(注) 職員個人に給付している事業について記載しています。この他、職員スポーツ大会、機関紙発行等の事業を行っています。

10 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て及び苦情処理）

(1) 苦情処理制度の概要と状況

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会にすることができます。

新規申立件数	処 理 件 数				令和3年度末係属件数
	措 置	打切り	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して当局が適切な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。

令和3年度当初係属件数	新規申立件数	処 理 件 数					令和3年度末係属件数
		申立容認	棄 却	却 下	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

令和3年度当初係属件数	新規申立件数	処 理 件 数					令和3年度末係属件数
		処分取消	処分容認	却 下	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※藤沢市の類似団体は、次のとおりです。市町村の類似団体は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により、指定都市、中核市、特例市、特別区を除く一般市については16類型、町村については15類型に分類されています。

釧路市	苫小牧市	上尾市	新座市	久喜市	市川市	松戸市	野田市
佐倉市	習志野市	流山市	八千代市	浦安市	立川市	府中市	町田市
小平市	日野市	東村山市	西東京市	鎌倉市	秦野市	津市	宇治市
和泉市	伊丹市	川西市	宇部市	山口市	徳島市		